

諮問日：平成29年1月12日（平成28年度（個）諮問第4号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（個）答申第4号）

件名：東京高等裁判所における保管金提出書（兼還付請求書）等に記録されている保有個人情報の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

苦情申出人の東京高等裁判所に保管されている現金に関する文書（民事のシステムに属する苦情申出人の情報を除く。）に記録されている苦情申出人に関する保有個人情報（以下「本件開示申出情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、次の保有個人情報の一部を開示した判断（以下「原判断」という。）は、結論において妥当である。

保有個人情報1 保管金提出書（兼還付請求書）（以下「本件対象文書1」という。）に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報

保有個人情報2 「保管金情報（受入）詳細」と題する文書（以下「本件対象文書2」という。）に記録されている苦情申出人に係る保有個人情報

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出情報についての裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年12月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分の全部が特段重要な情報であると考えにくい。現に苦情申出人の保管金が保管されているのであるから、金銭の保護を確実にするためにも、開示すべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 保有個人情報1の不開示部分に関する判断の相当性について

原判断庁は、保有個人情報1について、裁判所職員の印影部分の情報を不開示としている。

裁判所職員の印影は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに相当するところ、職員の職務遂行に係る情報ではあるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され、悪用されるなどして、個人の権利利益が害されるおそれがある。そうすると、職員の印影は、同号ただし書きに規定する情報に相当せず、同号ただし書き及びハに相当する事情もない。

したがって、職員の印影部分につき不開示とした原判断は相当である。

##### 2 保有個人情報2の不開示部分に関する判断の相当性について

原判断庁は、保有個人情報2について、保管金事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示としている。

保有個人情報2の不開示部分は、裁判所が保管金事務の効率化を図るため、保管金に関する情報を一元管理等するために導入している保管金事務処理システム（以下「本件システム」という。）のシステム構成を推測できる情報であるところ、これを公にすると、外部からのサイバー攻撃の糸口等を推測させ、悪意のある者による攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがある。そうすると、この情報を公にすると、裁判所における保管金事務の効率化を図るために本件システムを使用している事務の性質上、保管金事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件保有個人情報2に係る不開示情報については、法14条7

号に規定する不開示情報に相当するため、これを不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年1月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月20日 本件対象文書1及び同2の見分並びに審議
- ④ 同年3月13日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人から、東京高等裁判所に対し、本件開示申出情報の開示を申し出るものである。これに対し、原判断庁は、保有個人情報1については、その一部に法14条2号に規定する不開示情報に相当する情報が、保有個人情報2については、その一部に法14条7号に規定する不開示情報に相当する情報が、それぞれ含まれているとして、これらの部分を不開示とし、最高裁判所事務総長も、原判断を相当としているから、原判断の当否について検討する。

### 2 保有個人情報1について

保有個人情報1は、本件対象文書1に記録された苦情申出人に関する保有個人情報であるところ、本件対象文書1を見分した結果によれば、原判断において不開示とされたのは、訟廷管理官又は主任書記官及び係書記官である裁判所職員の印影である。

裁判所職員の印影は、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに相当するところ、最高裁判所事務総長の説明によれば、裁判所においても、行政府省と同様に、職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障の生ずる

おそれがある場合を除き公にすることとして取り扱っているとのことである。そこで、検討すると、保管金提出書における職員の印影は、職務の遂行に係る情報であるというべきであるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され、悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがあるといえる。したがって、上記の裁判所職員の各印影については、上記の特段の支障を生ずるおそれがあるといえることができるから、法14条2号ただし書イに規定する情報に相当するといえることはできない。また、上記の裁判所職員の各印影について、法14条2号ただし書ロ又はハに規定する情報に相当する事情は見当たらない。

したがって、保有個人情報1に記録された裁判所職員の印影については、法14条2号に規定する不開示情報に相当するから、上記の裁判所職員の各印影を取扱要綱記第4の1により不開示としたことは、妥当である。

### 3 保有個人情報2について

保有個人情報2は、本件対象文書2に記録された苦情申出人に関する保有個人情報である。

本件対象文書2を見分したところ、本件対象文書2は、裁判所における保管金事務のため、保管金に関する情報を一元管理等するためのシステムである本件システムから印刷処理された文書であり、不開示とされたのは、その左側部分に表示されている本件システムの項目等に係る情報であることが認められる。原判断は、これらの情報につき、苦情申出人に関する保有個人情報とした上で、これらを法14条7号に規定する不開示情報に相当するものとして不開示とした。

しかしながら、本件対象文書2を見分したところ、上記の不開示とされた情報は、システムに関する情報で、本件システムからある情報を印刷処理すると表示されるものにすぎず、これに苦情申出人に係る情報は何ら含まれていないことが認められる。

したがって、原判断において、保有個人情報2に係る不開示情報とされた情報は、苦情申出人に係る保有個人情報を構成しないというべきであり、本件開示申出に係る保有個人情報に当たらないのであって、開示の対象とすべきものではない。

そうすると、当該部分を不開示とした原判断は、開示の対象とはならない情報を不開示にしたものであるから、当該情報の法14条7号相当性について判断するまでもなく、結論においては妥当というべきである。

- 4 以上のとおりであるから、原判断のうち、保有個人情報1の一部を不開示とした判断は、不開示部分が法14条2号に規定する不開示情報に相当するといふべきであるから妥当であり、保有個人情報2の一部を不開示とした判断は、当該不開示とした部分が、苦情申出人に関する保有個人情報に当たらず、開示の対象とすべきものでないといふべきであるから、結論において妥当であると判断した。

#### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人